

「慰労金」「感染拡大防止等支援事業」申請方法Q&A

「慰労金」「感染拡大防止等支援事業」に関するよくあるご質問をQ&A形式で紹介する。

〈慰労金〉

Q. 医師・歯科医師も給付の対象か

A. 対象となります

Q. すでに退職した職員の分も自院で申請するのか

A. 現在他の医療機関等で勤務している場合は、原則として現在勤務する医療機関等から申請を行います。なお、現在医療機関等で勤務していない方については、対象期間中に勤務していた医療機関等が取りまとめて申請を行うことを原則としています（※現在勤務する医療機関等が、対象期間外である7月1日以降の勤務である場合は、対象期間中に勤務していた医療機関等から申請します）。なお、自医療機関等からの申請がどうしても難しい場合は、例外として県への個別申請の手続きとなります。

Q. 申請書はどこで手に入れたらよいか

A. 兵庫県のホームページからエクセル形式の申請書をダウンロードしてください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/02iroukinn-iryuu.html>

紙媒体での申請を希望される場合は、県の医務課（078-362-3242）にご連絡いただき書式をお取り寄せください。

Q. 「区分C（5万円）」の申請を行うが申請書を国保連合会に提出すればよいのか

A. 申請書を国保連合会に提出することと併せ、兵庫県への「確認項目表」の提出が必要です。兵庫県のホームページから「兵庫県電子申請システム」にアクセスし、医療機関が行った感染症対策について報告を行います。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?id=1596108372624>

Q. 申請にあたっては、対象者の委任状をとることとなっているが国保連合会への提出が必要か。また院長の委任状も必要か

A. 委任状は国保連合会に提出せず、医療機関で保管してください。また院長先生ご自身の委任状も保管してください。

Q. 慰労金を職員の口座に振り込む場合の手数料は医療機関が負担するのか

A. 振込にかかる手数料も申請により給付されます。様式第1号の「慰労金交付申請額」欄の、「振込手数料」欄に見込まれる額を記入してください。

〈感染拡大防止等支援事業〉

Q. 申請書に記入する「支出予定額」は消費税込みの金額を記入するのか

A. 消費税込みの金額をご記入ください

Q. 感染防止のために支出した費用が、100万円などの補助上限額未満でも給付の対象となるか

A. 上限額未満でも対象となります。

Q. 「兵庫県中小企業事業再開支援事業」に感染防止に要した費用の補助申請を行ったが、「感染拡大防止等支援事業」との併用は可能か

A. 可能です。なお、同一経費での重複申請はできません。

詳細については、電話 **078-393-1805** 協会事務局まで

兵庫県保険医協会 姫路・西播支部ニュース

№. 265 2020年9月25日



発行 兵庫県保険医協会姫路・西播支部 支部長 正木茂博

連絡先 〒650-0024 神戸市中央区海岸通1-2-31 神戸フコク生命海岸通ビル5F

兵庫県保険医協会 TEL/078-393-1840 FAX/078-393-1802

佐用町で「こども医療費助成」の対象が拡大

毎年、協会が独自に調査を行った結果をまとめ好評を博している「こども医療費助成と福祉医療」パンフレットとポスターの最新版が完成した。高校3年生世代まで助成を行う自治体が佐用町など2町増え、中学3年生まで無料の自治体のうち2市で所得制限が撤廃されるなど、助成が広がった。

「こども医療費助成」の対象を、中学3年生を超えて高校3年生世代までとする市町は県で12市町となり、4年前まではゼロだったのが大きく広がっている。また、加古川市と加西市が所得制限を撤廃し、「中学3年生まで所得制限なしで無料」の自治体数は18市町と全体の44%に広がった。西播地域では佐用町で、こども医療費の助成対象が「婚姻・就労をしていない18歳に達する最初の3月31日までの方」

に拡大された。西播における今回の福祉医療の拡充は、支部が参加する西播社会保障推進協議会（西播社保協）が各自治体と毎年懇談を行ってきたことなど、地域住民と協会による運動の成果である。西播社保協では、今年も、各自治体と懇談を重ねる「自治体キャラバン」を行う予定となっており、さらなる医療制度の充実を求めていく。このように自治体の努力で実施

次ページへつづく

兵庫保険医新聞9月5日号とともにお届けしました！

会員の先生には、協会の福祉医療調査をまとめたポスターとパンフレット「兵庫県下の子ども医療費助成と福祉医療2020」を兵庫保険医新聞9月5日号に同封しお届けしました。無料で追加注文も受け付けますので、ぜひ医療機関の窓口でご利用ください。

ご注文は、電話078-393-1807まで。



お届けしたパンフレット「兵庫県下の子ども医療費助成と福祉医療2020」

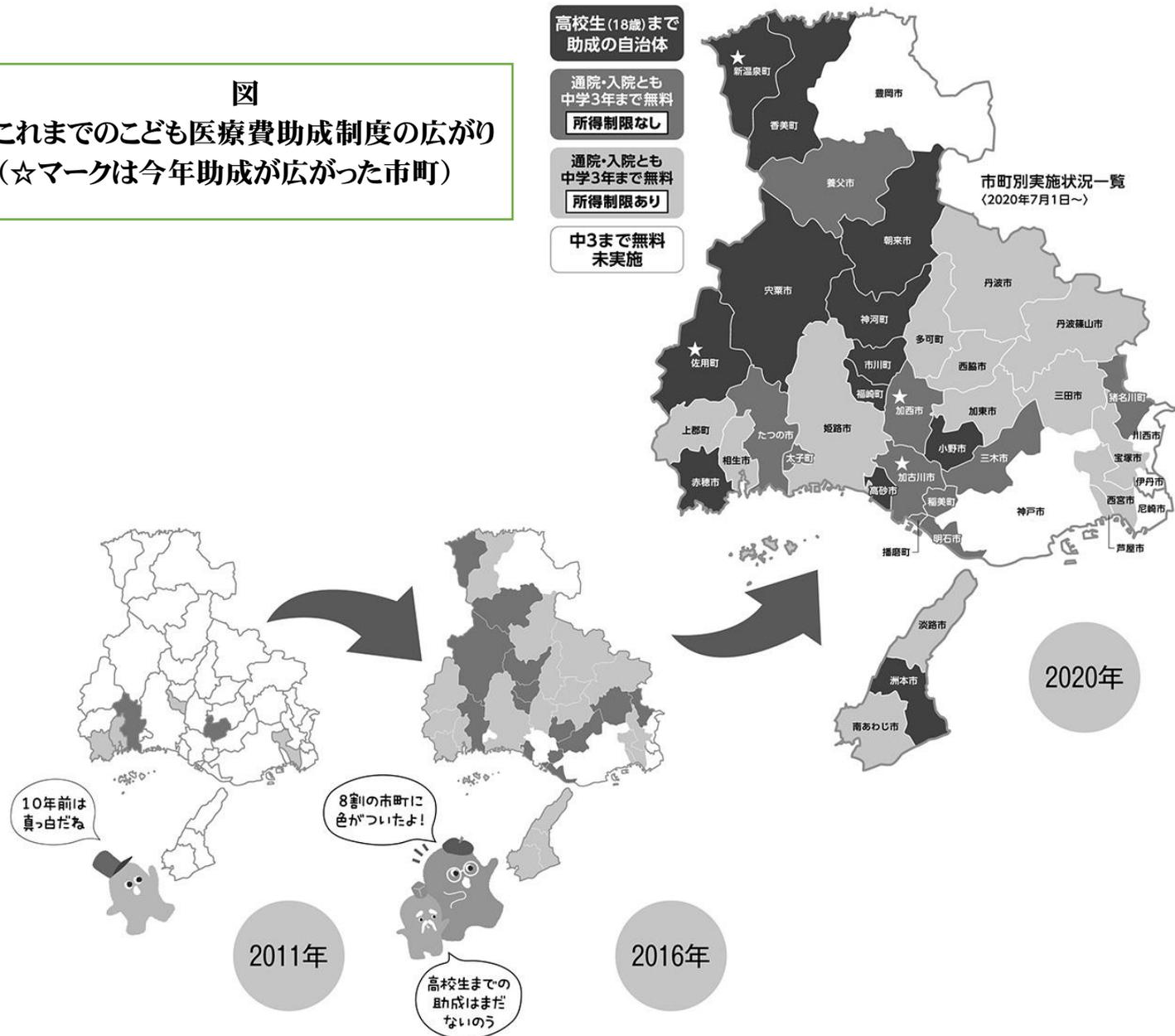
前ページのつづき

する福祉医療制度に対し、「ムダな受診が増えて医療費が多くなる」という理由から、国はペナルティとして国民健康保険への補助金の削減を行っている。本来は国が責任を持

ち、だれもお金の心配なしに安心して医療を受けられる制度であるべきであり、協会は、署名活動などを通じ、患者負担の軽減をめざし運動をつづけていく。

図

これまでの子ども医療費助成制度の広がり
(☆マークは今年助成が広がった市町)



子ども医療費「高3まで助成」が12市町に拡充された

接遇研修会

細かな対応の積み重ねが信頼関係を築く

支部は8月1日(土)に、じばさんびる(姫路市)において接遇研修会「要で急な受診患者さんのために私たちが磨くべき5つのこと」(講師:株式会社クリニックイノベーションサポート 永野整形外科クリニック ヘルプデスク永野 光 先生)を開催し、11人が参加した(前月号既報)。参加者の感想記を紹介する。

今回、この接遇研修会に参加させていただき大変有意義な時間を過ごすことができました。普段何気なく行っている治療の説明、問診などで、どのような事を患者さんから読み取れば良いのかを学びました。特に、言葉にされていない気持ちを読み取ることが大切であると感じました。問診の際には、できるだけ患者さんに話をさせるようにし、こちらの考えや思いを押しつけないことを大前提に話を聴くことが必要であることを知りました。また、それについて医学的な知識を持って答え、患者さんへの配慮も忘れないようにしなければならぬと感じました。意識をしないとなかなかできないことなので、今後少しずつ実践してみようと思います。

そして、自分が対応している患者さんはそれぞれ異なる特徴があり、その特徴に、個別に対応していかなければなりません。人間の気質は大きく分けて4つあり、主導気質と行動気質と慎重気質と安定気質に分けられると、お話を聴いて分かりました。例えば、主導気質



映像を用いた実践的な講演に聞き入る参加者

の方は、長い説明を嫌い単刀直入に話されることを好む傾向にあるので、結論から話したり、安定気質の方は控えめなところがあるので意見を言いやすい状況を作るといったように、こちらの話し方にも工夫する必要があると気づきました。このような細かな対応の積み重ねが良い信頼関係を築く第一歩になるというところに深く納得しました。

この研修会に参加して患者さんをよく「みる」ことがどれだけ大切であるかを実感しました。日々の診療でも、教えていただいたことを生かしていきたいと思います。

(会員医療機関職員)

支部ニュースへぜひご投稿ください

日常診療のことや、医科・歯科連携などテーマは自由です。

ぜひご投稿ください。よろしくお願ひします。

お問い合わせは [Tel:078-393-1840](tel:078-393-1840)

投稿は Fax:078-393-1820 または E-mail:yamakawa-t@doc-net.or.jp 担当:山川まで